



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○ 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）

〔省 令〕

○ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令（法務三六）

○ 財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四五）

〔告 示〕

○ 市の境界変更の件（総務一五七）

○ 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（同一五八）

○ 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六六）

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林

水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件

（農林水産九〇六）

○ 中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

（経済産業一〇六）

○ 水先人に免許を与えた件

（国土交通五八四）

○ 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

（海上保安庁二一）

○ 道路に関する件

（北陸地方整備局四六）

○ 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件

（近畿地方整備局九二、九三）

○ 道路に関する件

（中国地方整備局三六）

○ 道路に関する件（北海道開発局九六）

○ 都市計画に関する件

（沖縄総合事務局二三）

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

国家試験

令和二年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）

令和二年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）

令和二年度自動車整備士技能検定試験の延期について（国土交通省）

令和二年度測量士試験及び測量士補試験の実施延期について（同）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

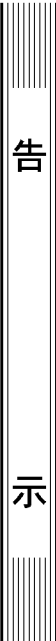
破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

4	小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。 「一」十一 略
4	小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。 「一」十一 同上
「イ」カ 略	「イ」カ 同上
「イ」カ 略	「イ」カ 同上
タ 略	タ 同上
5 略	5 同上

備考

この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。



告

示

〇総務省告示第百五十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、群馬県富岡市と安中市との境界を次のとおり変更する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき告示する。

右の処分は、令和二年五月一日からその効力を生ずるものとする。

令和二年五月一日

総務大臣 高市 早苗

富岡市に編入する区域

安中市松井田町行田字大道南横道西三八四の五、四〇〇の五、四〇四の四、四〇五の五、四〇五の六、四〇六の五、四〇六の六、字大道南横道東四〇九の五から四〇九の八まで、四〇九の一、四一〇の一、四一〇の五、四二七の四から四二七の六まで、四二八の三、四二八の四、四二九の五、四三〇の一、四三〇の三、四三〇の四、四三〇の二、四四四の四、四五三の一、四五四の六、四五五の五、四五五の六、四五八の五、四五八の六、字市子塚四六〇の五、四六〇の六、四六一の四、四六二の九、四六三の六、字二本杉原東五〇一の二、五〇一の四、五〇二の四、五〇三の三、五〇三の六、五〇四の四、五〇五の一、五〇六の二、五〇六の三、五〇七の五、五一〇の五、五一一の七、五一四の八、五一四の九、五一五の六、五一五の七、五一六の八、五一六の一、五一六の一四、五一六の一五、五一八の四、五一八の五、五一九の九、五二一の七、五二二の四

安中市に編入する区域

富岡市妙義町大牛字中原二二九の二、二二二の二、字上原三七八の二、三七九の二、三八〇の二、妙義町岳字上原三三〇の三、三三一の二、三三二の二、字中原三五六の二、三五七の二、三六四の三、三六四の四、三六六の二、三六七の二、三六八の三、三七二の二、三七三の二、三七四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部並びに妙義町北山字北山一、二に隣接する道路である公有地の全部

〇総務省告示第百五十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

なお、平成二十九年六月二十八日総務省告示第二百六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は廃止する。

令和二年五月一日

総務大臣 高市 早苗

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価電力輻射電力（注2）	備 考
914.9MHzから915.1MHzまで	近畿総合通信局管内	令和4年3月31日まで	2000W以下	注3
5490MHzから5690MHzまで	東海総合通信局管内	令和3年6月30日まで	0.4W以下	注4
	中国総合通信局管内	令和2年6月30日まで	0.4W以下	注5
	四国総合通信局管内	令和2年6月30日まで	0.4W以下	注6
5650MHzから5765MHzまで	関東総合通信局管内	令和2年6月30日まで	1W以下	注7

（注1） 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注2） 空中線電力は、その等価電力輻射電力の値がそれぞれ等価電力輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注3） 京都府宮津市宇治馬地蔵トンネル内の区域に限る。

（注4） 愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西新庫の区域に限る。

（注5） 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町萩、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

（注6） 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

（注7） 東京都あきる野市乙津、同市切久、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市富士、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。

〇法務省告示第百六十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和二年五月一日

法務大臣 三好 雅子

横濱地方法務局所属 関 一穂

神戸地方法務局所属 金元 修

〇農林水産省告示第九百六号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三十三号）第一条の規定に基づき、令和二年三月三十一日農林水産省告示第七百号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

本則中「四百七十六億八百十四万七千円」を「千四百二十五億九千三百一十五万五千円」に改める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

〇経済産業省告示第百六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

なお、令和二年経済産業省告示第七十七号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件）及び令和二年経済産業省告示第八十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件）は、令和二年五月一日限り廃止する。

令和二年五月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

セーフティネット保証5号の指定業種

指定期間: 令和2年5月1日～令和3年1月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	産業分類 中分類番号	指 定 業 種
1	02	林業(素材生産業及び素材生産サービス業に限る)
2	05	鉱業、採石業、砂利採取業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業(設備工事業を除く)
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行う茶作農業、製造加工設備を有するもやし栽培農業並びに作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式のきのこ栽培農業及びかいわれ大根栽培農業を含む)
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業(製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業を含む)
9	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
10	13	家具・装備品製造業
11	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
12	15	印刷・同関連業
13	16	化学工業
14	17	石油製品・石炭製品製造業
15	18	プラスチック製品製造業(家具・装備品等を除く)
16	19	ゴム製品製造業
17	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
18	21	窯業・土石製品製造業
19	22	鉄鋼業
20	23	非鉄金属製造業
21	24	金属製品製造業
22	25	はん用機械器具製造業
23	26	生産用機械器具製造業
24	27	業務用機械器具製造業
25	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
26	29	電気機械器具製造業
27	30	情報通信機械器具製造業
28	31	輸送用機械器具製造業
29	32	その他の製造業(製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭質焼業、養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業並びにてい鉄修理業を含む)
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業

43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	郵便業(信書便事業を含む)
47	50	各種商品卸売業
48	51	繊維・衣服等卸売業
49	52	飲食料品卸売業
50	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
51	54	機械器具卸売業
52	55	その他の卸売業
53	56	各種商品小売業
54	57	織物・衣服・身の回り品小売業
55	58	飲食料品小売業
56	59	機械器具小売業
57	60	その他の小売業
58	61	無店舗小売業
59	67	保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る)
60	68	不動産取引業(土地売買業のうち、投機を目的とするものを除く)
61	69	不動産賃貸業・管理業
62	70	物品賃貸業
63	71	学術・開発研究機関
64	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
65	73	広告業
66	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
67	75	宿泊業
68	76	飲食店
69	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
70	78	洗濯・理容・美容・浴場業
71	79	その他の生活関連サービス業
72	80	娯楽業
73	81	学校教育
74	82	その他の教育、学習支援業
75	83	医療業
76	84	保健衛生
77	85	社会保険・社会福祉・介護事業
78	86	郵便局(郵便局受託業に限る)
79	87	協同組合(他に分類されないもの)
80	88	廃棄物処理業
81	89	自動車整備業
82	90	機械等修理業(自動車修理業及び衣服修理業等を除く)
83	91	職業紹介・労働者派遣業
84	92	その他の事業サービス業(集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
85	95	その他のサービス業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。